

評議員会運営規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人大阪科学振興協会（以下「当協会」という。）の定款第28条の規定に基づき、当協会の評議員会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(構 成)

第2条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(種類及び開催)

第3条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎年1回毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

第2章 評議員会の招集

(招 集)

第4条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第5条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

第3章 評議員会の議事

(議 長)

第6条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちからその都度互選する。

(定足数)

第7条 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(権 限)

第8条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 役員、評議員及び顧問等の報酬並びに費用に関する規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (5) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益事業の全部の廃止
 - (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (7) 前各号に定めるもののほか、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、定款第21条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(決 議)

第9条 評議員会の決議は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

- 2 次に掲げる事項の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 他の一般法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- 3 議長は、第1項の決議に、評議員として議決に加わることができない。ただし、議決の結果、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(決議の省略)

第10条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第11条 理事が評議員の全員に対し評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員に報告することを要しないことについて評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(理事等の報告・説明)

第12条 議長は、議題を付議した後、理事又は監事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に報告又は説明をさせることができる。

(説明義務者)

第13条 評議員の理事に対する質問の説明は、理事長又はその指名した理事が行う。
2 評議員の監事に対する質問の説明は、各監事が行う。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。
3 理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に説明させることができる。

(説明の拒絶)

第14条 理事又は監事は、質問が次の理由に当たるときは、説明を拒絶することができる。

- 一 質問事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合
- 二 説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - イ 評議員会の日より相当の期間前に当該事項を当協会に対して通知した場合
 - ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
- 三 説明をすることにより当協会その他の者の権利を侵害することとなる場合
- 四 当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- 五 その他説明をしないことについて正当な理由がある場合

(評議員以外の出席)

第15条 評議員会に評議員以外で出席を要する役員は、評議員会の議決によるものとする。ただし、理事及び監事は、一般法に基づく説明義務を果たすため、やむを得ない場合を除き、各1名以上が出席しなければならない。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員及び理事のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

(議事録の配布)

第17条 議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 事務局

(事務局)

第18条 評議員会の事務局には、事務局長があたる。

第5章 雑 則

(改 廃)

第19条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月27日から施行する。